

## 平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、平塚市産業間連携ネットワーク規約第4条第1項の規定により届け出た会員プロジェクトチーム（以下「会員プロジェクトチーム」という。）に対し、専門知識及び経験を有する専門家を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

### (専門家の業務)

第2条 専門家（平塚市内産業関係団体その他支援機関から紹介のあった中小企業診断士その他の専門知識を有する専門家で、市長が適当と認める者をいう。以下同じ。）は、会員プロジェクトチームが行う新事業の創出、新商品の開発等に対して、次に掲げる業務に関する支援及び助言を行う。

- (1) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）による各種計画に係る業務
- (2) 商品開発、成分分析、市場調査等の技術に係る業務
- (3) ホームページ、商品パッケージ、ポスター、チラシ等の広報及びデザインに係る業務
- (4) 販路開拓、海外展開等の販路拡大に係る業務
- (5) その他会員プロジェクトチームの目的を達成するため、特に市長が適当と認めた業務

### (派遣回数及び時間)

第3条 専門家の派遣を利用できる回数は、一つの会員プロジェクトチームについて年度内につき原則5回以内とし、専門家の派遣の時間は、1回につき原則2時間以内とする。ただし、派遣費用が生じない場合及び市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 次条の規定による申請は、同一年度において1回限りとする。

3 翌年度以降の専門家の派遣は、専門家の派遣を利用することにより、さらに当該専門家の派遣に係る業務の進展が見込めると市長が認める場合に限り実施する。

### (派遣申請)

第4条 専門家の派遣を利用しようとする会員プロジェクトチーム（市税を滞納しているものが代表者である会員プロジェクトチームを除く。）は、平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、他支援機関等からの専門家の派遣があるときは、当該派遣が証明できるものを添付しなければならない。

### (派遣の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請の内容を審査し、平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するとともに、専門家の派遣を実施する旨を決定したときは、平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣依頼書（第3号様式）により専門家に依頼するものとする。

2 市長は、専門家の派遣を実施しない旨の決定をしたときは、その理由を平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

### (派遣決定の取消し)

第6条 市長は、専門家の派遣を実施する旨の決定通知を受けた会員プロジェクトチームが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣事業実施要綱に違反した場合
- (2) 偽りその他の不正の手段により派遣の決定を受けた場合
- (3) 専門家の派遣の実施が著しく困難な状況になったと判断される場合

2 市長は、前項により当該決定を取り消した場合は、平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣決定取消通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（専門家の業務範囲）

第7条 平塚市から派遣される専門家の業務範囲は、第2条各号に掲げる業務に関する支援及び助言であり、当該申請のあった専門家による支援希望内容に該当するものとする。

（事業報告）

第8条 会員プロジェクトチームは、当該専門家の派遣に係る事業終了後30日後又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣結果報告書（第5号様式）により市長に報告するものとする。

2 会員プロジェクトチームに派遣された専門家は、当該専門家の派遣終了後30日後又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣支援内容報告書（第6号様式）により市長に報告するものとする。

（効果の把握）

第9条 当該専門家の派遣に係る事業終了後、市長は、一定の期間を経て、支援内容及びその効果について把握するために、当該専門家の派遣を実施した会員プロジェクトチームに対してヒヤリング等を実施するものとする。

（費用の負担）

第10条 市長は、派遣した専門家から平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣支援内容報告書（第6号様式）が提出された場合、内容を審査し適当であれば、派遣した専門家に対して謝金を払うものとする。この場合において、謝金の支払に際しては、派遣1回につき交通費込み2万円を限度として支払うものとし、原則として源泉徴収を行うものとする。

2 他の支援機関等から専門家の派遣に係る補助がある場合、市長は、補助額を除いた2分の1以内を限度とし、当該会員プロジェクトチームに対して支払ができるものとする。この場合において、1,000円に満たない場合は支払の対象外とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 前項の支払を受けようとする会員プロジェクトチームは、平塚市産業間連携ネットワーク専門家派遣結果報告書（第5号様式）に支払が証明できるものを添付し、市長に提出するものとする。

（専門家の守秘義務）

第11条 専門家は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、専門家の派遣の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。